

川崎市上下水道局建設工事の入札の過程に関する苦情処理手続要綱

(平成14年3月29日13川水総契第125号)

(趣旨)

第1条 本要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法第15条に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定。以下「適正化指針」という。）の趣旨を踏まえ、入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、入札の過程に関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。ただし、政府調達に関する協定の対象となる建設工事については、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月27日市長決定）によるものとする。

(対象となる入札)

第2条 この要綱による苦情処理の対象となる入札は、上下水道局において手続きを行った建設工事の入札とする。

(苦情の申立ての窓口と事前説明)

第3条 苦情の申立ての窓口は管財課とする。

2 管財課職員は、この要綱に定める事務を行うほか、口頭による事前説明を行い迅速な苦情処理に努めるものとする。

3 口頭による事前説明を行う場合は、この要綱による苦情の申立てができる旨を相手方に教示するものとする。

(苦情の申立てができる者)

第4条 苦情の申立てができる者は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札に参加する意思をもって申請書等を提出した者で、参加資格がないと認められた理由に対して不服がある者

(2) 公募型指名競争入札に参加する意思を申込書等を提出した者で、非指

名理由に対して不服がある者

(3) 指名競争入札の該当業種に登録がある者で指名されなかったことに対して不服がある者

(苦情の申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に苦情申立書（第1号様式）により、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して行うことができるものとする。

(1) 前条第1号に掲げる者については、管理者が入札参加資格確認通知書を配付した日の翌日から起算して5日（休日（川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条の休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内

(2) 前条第2号に掲げる者については、管理者が入札参加者の指名を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内

(3) 前条第3号に掲げる者については、管理者が指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内

(苦情の申立てへの回答)

第6条 苦情の申立てが行われた場合、管理者は、苦情の申立日の翌日から起算して15日（休日を除く。）以内に苦情申立回答書（第2号様式）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ場合等事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第7条 管理者は、申立期間を経過したもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(苦情処理結果の公表)

第8条 管理者は、申立者に回答を行った場合には、苦情申立書及び苦情申立

回答書の写しを閲覧に供することにより速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総契第1264号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川上経管第2912号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

苦情申立書

年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

(申立者)

住 所

商号又は名称

氏 名

次のとおり苦情の申立てをします。

1 苦情の申立ての対象となる工事件名

2 不服のある事項とその理由

第2号様式

苦 情 申 立 回 答 書

年 月 日

(宛先) 様

川崎市上下水道事業管理者

次のとおり苦情の申立てについて回答します。

1 苦情の申し立ての対象とされた工事件名

2 不服とされた事項についての回答